

東京都板橋区家庭的保育事業等認可等事務取扱要綱

(平成28年4月1日 板橋区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項及び第7項の規定並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可等事務を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、法、法施行規則、東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年板橋区条例第26号。以下「条例」という。）及び東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年板橋区条例第27号）に規定する用語の例による。

(認可等事務)

第3条 区長は、家庭的保育事業等の認可等の事務にあたり、法、法施行規則及び条例その他関係法令に基づき行うものとする。

(認可申請手続き)

第4条 家庭的保育事業等の認可を受けようとする者（以下「設置者」という。）は、事前に区と協議しなければならない。

2 区長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、板橋区子ども・子育て会議条例（平成25年板橋区条例第33号）に基づき設置された板橋区子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

3 設置者は、家庭的保育事業等認可申請書（別記第1号様式）に次条に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに区長宛て提出すること。

4 区長は、前項の申請に対し、当該内容を審査し、その結果について、認可する場合は家庭的保育事業等認可通知書（別記第2号様式）を、認可しない場合は家庭的保育事業等の認可をしない旨の通知書（別記第3号様式）を設置者宛て交付するものとする。

(提出書類)

第5条 法施行規則第36条の36第1項及び第2項の規定により家庭的保育事業等認可申請書（別記第1号様式）に添付する書類は次に掲げるものとする。

(1) 職員に関するもの

ア 職員の構成

イ 職員の履歴書の写し

ウ 職員の雇用契約書の写し

エ 職員の資格証明書等（保育士登録書等）の写し

オ 嘱託医契約書の写し

(2) 建物、その他の設備に関するもの

- ア 建物の案内図（施設名称、施設の所在地、最寄駅からの経路、代替屋外遊戯場の位置及び周辺環境が表示されているもの）
 - イ 建物の配置図（敷地全体を表示し、施設から公道までの2か所2方向の避難経路を図示すること。施設を2階以上に設置する場合は、各階の避難経路も表示すること。）
 - ウ 建物の平面図（各施設を使用区分である歳児ごとに明示し、各室等の面積、非常口の位置、各保育室からの避難経路及び構造を記載すること。）
 - エ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証の写し及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出すること。（既存建築物の場合）
 - オ 用途変更に係る建築確認申請書、確認済証の写し（100㎡を超える場合）
 - カ 建物及び土地の登記事項証明書（自己所有物件でない場合は、賃貸借契約書等）の写し
 - キ 管轄消防署から通知される「検査結果通知書」の写し
 - ク 「保育所における室内化学物質対策実施基準」（別表1）に基づき実施した化学物質の測定結果（厚生労働省が規定する指針値以下であることがわかる証明書等）
- (3) 運営に関するもの
- ア 保育所規則（保育所運営規程）
 - イ 保育所就業規則
 - ウ 重要事項説明書
 - エ 利用乳幼児に関する保険の契約書等、加入を証する書類の写し
 - オ 保育計画（保育目標、保育課程、指導計画）
 - カ 1日の保育のスケジュール
 - キ 緊急時に対応するための措置を明記したもの（事故防止対策、災害対策等）
 - ク 苦情に対応するための措置を明記したもの（考え方、取組、対応から解決に至らせるためのフローチャート、第三者委員の肩書及び氏名等）
- (4) 設置者に関するもの
- ア 決算書（過去3期分）
 - イ 今後5年間の収支計画書
 - ウ 代表者の履歴書
 - エ 登記事項証明書
 - オ 定款
 - カ 法第34条の15第3項の基準を順守する誓約書（別記第4号様式）
 - キ 役員名簿
- (5) その他区長が必要と認めるもの

（認可内容変更）

第6条 次の各号の認可内容を変更するときは、事前に区と協議し、法施行規則第36条の36第3項及び第4項に基づき、家庭的保育事業等認可内容変更届（別記第5号様式。以下「変更届」という。）に、区長が指定する日までに必要な書類を添

付し、区長宛て提出すること。また、届出後、受理したことの通知を行う。

(1) 施設の名称、所在地（住所）、位置の変更

区長が必要と認めるもの

(2) 設置者の名称、所在地（住所）の変更

登記事項証明書

(3) 代表者若しくは実務に当たる役員等（幹部職員）の変更

ア 登記事項証明書（設置者が個人の場合は、代表者の住民票）

イ 代表者の履歴書（法人（個人含む）代表者の変更の場合のみ）

(4) 建物の規模または構造、使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）、屋外遊戯場及び施設敷地の使用に係る権利関係の変更

ア 建物の案内図（施設名称、施設の所在地、最寄駅からの経路、代替屋外遊戯場の位置及び周辺環境が表示されているもの）

イ 変更前後の施設の配置図及び建物の平面図

ウ 各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）

エ 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（建物の規模構造に変更がある場合に限る。）

オ 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、登記後送付すること。（自己所有物件の場合）

カ 「保育所における室内化学物質対策実施基準」（別表1）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。工事を伴う建物の変更の場合に限る。）

(5) 定員、類型等の運営に関する変更

保育所運営規定のほか区長が必要と認めるもの

(6) 施設長若しくは管理者の変更

ア 施設長若しくは管理者の履歴書

イ 施設長若しくは管理者要件を充足することを証する書面（保育士証の写し、勤務証明等）

(7) 給食の提供方法に関する変更

ア 新たに調理業務を第三者に委託して給食提供することとなった場合、調理業務委託契約書の写し（委託先を変更する場合を含む）

イ 新たに搬入施設から食事を搬入することとなった場合、外部搬入に係る契約書の写し（外部搬入先を変更する場合を含む）

（廃止・休止）

第7条 家庭的保育事業等における廃止又は休止は、その公共性から、多大な影響を及ぼすため、設置者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって、区長に協議すること。また、休止とは原則1年を超えない期間停止するものとする。

なお、建物設備について区の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、

あらかじめ文書をもって区長宛てに協議しなければならない。

(廃止又は休止の手続)

第8条 廃止又は休止しようとする設置者は、法第34条の15第7項及び法施行規則第36条の37第1項各号の規定により、家庭的保育事業等廃止(休止)承認申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付し、承認を得ようとする日の1か月前までに区長宛て提出すること。

ア 財産処分 of 具体的方法

イ 職員の退職後の状況

ウ 現に保育を受けている乳幼児に対する措置

エ 家庭的保育事業等認可通知書

2 区長は、前項の申請に対し、当該内容を審査し、その結果を通知するものとする。

付則

1 この要綱は、区長決定の日から施行する。

2 家庭的保育事業等の認可等に係る取扱いについて、本要綱に定めるものを除いては、板橋区小規模保育事業の設備及び運営に関する要綱(平成27年12月7日区長決定)等、各家庭的保育事業等の規定に従う。

3 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別紙 1

保育所における室内化学物質対策実施基準

保育所における安全で快適な保育環境及び乳幼児の健康確保のため、設置者は以下のとおり室内化学物質対策を実施する。

	内容
実施内容	設置者は、事業を実施する施設の室内化学物質濃度の測定を第三者の専門機関に依頼し、室内の安全性を確認する（室内に什器等を設置した状態で測定することが望ましい。）。なお、事業開始後であっても、室内環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行なった場合も、同様の取扱いとする。
測定対象化学物質	ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの6種
検査機関	厚生労働省標準測定法により検査できる機関
測定方法	厚生労働省の測定方法のうち標準測定法によること。 日常の使用状況を想定し、3歳児は床上60cm、乳児は床上30cmなど、児童の呼吸する高さに合わせて空気を採取すること。 測定の際は換気装置を停止させること。ただし、常時（24時間）稼働させる換気装置についてはこの限りでない。 窓際、出入り口、送風口付近は避け、可能な限り部屋の中央付近で測定すること。 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を測定する。100㎡以下の部屋については1か所、100㎡を超える部屋については最低2か所測定すること。
測定結果	厚生労働省が定める化学物質の室内濃度指針値以下であることを確認すること。 指針値を超えた場合は、原因を調べ、改善のための対策を講じること。 測定結果及び対策状況については、関係者に説明または公表すること。
改善方法	設置者の責任において改善すること。 （完了・引渡し時に、工事請負業者の責任で指針値以下とするよう、あらかじめ建築工事特記仕様書に記載する等。） 改善方法については、所管の保健所に相談するなど早急な対応を行い、再検査を実施すること。
開設までの注意	化学物質の低減のため、竣工予定日から事業開始日まで、2週間以上の期間を確保すること。 換気装置を使用するか定期的に窓開け等を行い、十分に外気を取り入れること。

(第1号様式)

家庭的保育事業等認可申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

設置者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

設置者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名。記名押印)

印

家庭的保育事業等の施設を設置したいので児童福祉法第34条の15第2項の規定に基づき認可申請いたします。

1 事業の種類別 (該当の□にチェック)	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業A型 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業B型 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業C型 <input type="checkbox"/> 保育所型事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 小規模型事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業
2 事業所(園)の名称	
3 事業所(園)の所在地	
4 事業所(園)の連絡先	
5 設置主体	(1)名称 (2)所在地 (3)連絡先 (4)代表者氏名
6 定員	※年齢別にご記入ください
7 事業開始予定 年 月 日	年 月 日

(第2号様式)

第 号
年 月 日

(設置者名)

板橋区長

家庭的保育事業等認可通知書

年 月 日付けで申請のあった家庭的保育事業等の認可について、児童福祉法第34条の15第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 施設 の 名 称
- 2 施設 の 種 類
- 3 施設 の 所 在 地
- 4 設 置 主 体
- 5 設置主体の所在地
- 6 設置主体の代表者氏名
- 7 定 員
- 8 適 用 年 月 日 年 月 日

(第3号様式)

第 号
年 月 日

(設置者名)

板橋区長

家庭的保育事業等の認可をしない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった家庭的保育事業等について、下記により認可しないこととしましたので通知します。

記

1 申請内容

- (1) 事業の種類
- (2) 事業所の名称

2 認可しないこととした理由

(第4号様式)

児童福祉法第34条の15第3項の基準に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

所在地

設置者 名称

代表者氏名

印

法第34条の15第2項及び法施行規則第36条の36第1項及び第2項に基づき認可の申請を行うにあたり、法第34条の15第3項の基準に抵触していないこと及び、開設後においても同様に抵触せず、適正な運営を行うことを誓約いたします。

なお、万一抵触した場合には、直ちに本保育所の廃止を申請するとともに、その際、保育を提供している乳幼児の保育の継続について、責任を持って対応いたします。

(第5号様式)

家庭的保育事業等認可内容変更届

年 月 日

(宛先) 板橋区長

設置者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

設置者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名。記名押印)

印

児童福祉法施行規則第36条の36 <input type="checkbox"/> 第3項 の規定により申請します。 <input type="checkbox"/> 第4項	
事業所(園)の名称	
事業所(園)の所在地	
事業の種類	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業A型 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業B型 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業C型 <input type="checkbox"/> 保育所型事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 小規模型事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業
変更内容	
変更する理由	
変更(予定)年月日	年 月 日

(第6号様式)

家庭的保育事業等廃止(休止)承認申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

設置者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

設置者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名。記名押印)

印

下記事業の廃止(休止)をしたいので児童福祉法第34条の15第7項及び児童福祉法施行規則第36条の37第1項各号の規定に基づき、必要書類を添付して申請します。	
事業所(園)の名称	
事業所(園)の所在地	
事業の種類	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業A型 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業B型 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業C型 <input type="checkbox"/> 保育所型事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 小規模型事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業
廃止(休止)する理由	
(廃止の場合) 廃止年月日	年 月 日
(休止の場合) 休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (※休止の場合、休止期間は1年を超えないものとする。)

(添付書類)

- 1 財産処分の具体的方法が明記された書類
- 2 職員の退職後の状況が明記された書類
- 3 現に保育を受けている乳幼児に対する措置が明記された書類
- 4 家庭的保育事業等認可通知書